

2021年3月



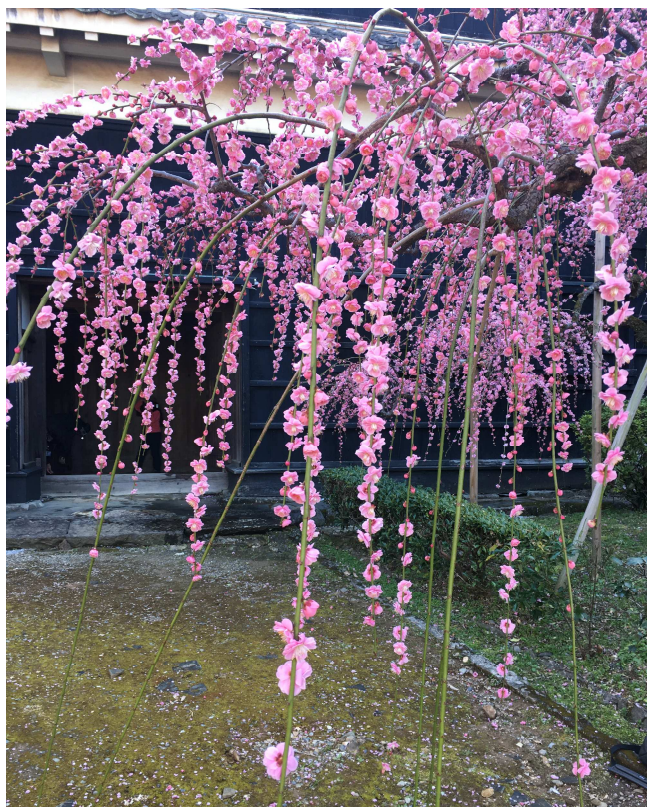
# 葵総合経営センターだより

## 特集

令和2年分確定申告の留意点

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012  
名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816  
E-Mail [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)  
URL <http://www.aoi-cms.com/>



### 目次

- |   |                            |   |             |
|---|----------------------------|---|-------------|
| 2 | コロナ禍で想う                    | 6 | 高齢者雇用安定法の改正 |
| 3 | 組織の3要件<br>シナジーサロンという組織形態？！ | 7 | 交通事故の治療費    |
| 4 | 令和2年分確定申告の留意点              | 8 | ご案内         |

# コロナ禍で想う

センター代表 杉浦 康晴

新型コロナウイルス感染が発覚してから1年が過ぎました。現在新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が地元愛知県にも発出されていますが、まだまだ予断を許さない状態が続いています。収束までどれくらいの期間がかかるのか予想できないため、以前のような生活に戻ることはなかなか難しいところです。最近では「コロナ疲れ」「コロナ慣れ」と言われるようになりましたが、皆が同じ気持ちですので暫くは我慢の生活を頑張っ続けていきましょう。

政府は感染拡大を防ぎつつも経済回復との両立を掲げているので、感染拡大防止策と同時に追加の経済対策を推し進めていかなければなりません。

経済界にとってもこの状況下で企業に閉塞感があり、中小企業の弱体化は死活問題です。様々な経営課題を解決して、なんとかこの苦境を乗り越え、コロナが収束した時に企業が飛躍できるよう準備をしなければなりません。

我が国の経済効果にも大きく影響する一大イベントの東京オリンピック・パラリンピック開催まで150日を切りました。開催については東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以後組織委員会）が、安全・安心な大会開催に向けての準備を進めていますので、今のところ開催されるということですが、本当に開催されるか未だわかりません。さらに先日、組織委員会会長の森喜朗

氏が女性蔑視ととれる発言により会長職を辞任、またこの発言を受けて大会を支えるボランティアが500人以上辞退、聖火リレーランナーも参加辞退を申し入れるなど問題が次から次へと起きています。

コロナで生活様式が変化し、今まで進まなかった働き方改革が進んだように、この女性蔑視発言が今後の日本にとって、また世界にとってもジェンダーや障害の有無、文化や習慣の違い、国籍などいろんな違いを認め合っ、平和な社会を目指すきっかけになればよいと思います。

これからは明るい話題が増えていくことを心から望みます。

さて、今年も所得税確定申告受付が始まりました。コロナ禍で税務署の申告・相談会場では密を避けるべく人数制限や電子申告が推進されています。テレビCMでもスマートフォンでの確定申告を大々的に宣伝しています。スマートフォンとマイナンバーカードがあればコロナを心配せずに安全に申告ができるようになりました。

政府はデジタル化の推進に向けて取り組んでいます。令和3年度税制改正においてもデジタル化と脱炭素化が主なテーマです。経営者の方々も業務効率を上げるためにデジタル化を推し進めていると思いますが、コロナ禍でテレワークやリモート会議の普及が促進され、益々デジタル化の必要性が増すことでしょう。

## 組織の3要件 シナジーサロンという組織形態？！

株式会社 葵経営コンサルタント 中島 和人

電通が行う個人事業主制度が今年1月からスタートしました。40歳以上のミドル社員が対象で、同社の子会社と業務委託契約を結ぶ仕組みであり、高い報酬が得られる反面、個人事業主となることにより労働法の対象外となり、社会保障の負担も生じます。この施策には、体のいいリストラという批判もありますが、働く時間、場所、仕事内容などの「働き方」について、多様な考え方を持つ人が増えるなか注目を集めています。そんな中で、美容業界ではこの動きを先取りしたような「シェアサロン」が増加しています。雇用されない個人事業主である美容師が店舗を持たず、場所（美容室の一角や専用のシェア物件）や機材などを借りて顧客にサービスを提供する形態です。増加の背景には、個人でも情報発信がSNS等で容易くできるようになり、顧客も集客サイトだけでなく、SNS等で美容室を選べるようになったこと。美容師側の事情として、店舗の厳しい労働条件を嫌ったり自由な働き方を求めていること、などがあるようです。さらに「シェアサロン」には、美容師側には、より多くの収入が得られる、自由な働き方が可能となる、低コスト・低リスクで独立ができるといったメリットがあり、対して顧客側にも、サービスを受ける時間に融通がきく、マンツーマンで接客してもらえる、比較的リーズナブルな価格設定となっている、といったメリットがあります。一方で、独立する前の慣らし期間、転職活動中の期間、副業としての空き

時間にシェアサロンを活用する美容師も居て、サービスの質や何かトラブルがあった場合の保証については多様なケースがあり、また顧客から見ても美容師と長期的な関係を結ぶことが難しいという面もあるようです。

さて、昨年11月に表参道・青山エリアに「synergy salon NEHAN（シナジーサロンネハン）」がオープンしました。店舗開設の企画や進行管理を行ったのは、業界内で「顧客志向」を打ち出し成功を収めた2人の美容師であり、このサロンでは「顧客満足」を高める工夫や働くスタッフの生産性を高める工夫がいくつもみられます。また事業のコンセプトは「シェアからシナジー」であり、美容師の採用に高い審査基準を設けたり、全員参加の練習会を月に数回設けたりと、一流のプロが集い競い合う「場」となっています。従来のシェアサロンは入退店は自由であり、他の美容師への干渉もほとんどありません。明らかにシェアサロンとは異なる事業形態です。

C・I・バーナードは組織の3要件として「コミュニケーション」「協働の意欲」「共通の目標」を掲げました。中央集権的な形態ではないため従来の組織イメージとは程遠く感じますが、「シナジーサロン」は組織と定義できるのではないのでしょうか。環境変化が生み出した新しい組織の形なのかもしれません。今後の展開に注目したいと思います。

参考：「HAIRLOG」<https://hairlog.jp/special/article/8669#i-4> 「SALOWIN」<https://salowin.jp/note/archives/28> 「PRTIMES」<https://prt-times.jp/main/html/rd/p/000000002.000056128.html>

# 令和2年分確定申告の留意点

葵総合税理士法人 税務会計部 木全 美帆

令和2年分所得税の確定申告を行う際の主な留意点をご紹介します。

## 青色申告控除の改正

65万円の控除額が55万円に引き下げられました。

ただし次のいずれかの要件を満たす場合は、65万円が適用できます。

- ・ 仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録の備付け及び保存
- ・ 確定申告書等を提出期限までにe-Taxを使用して提出（電子申告）

## 給与所得控除の改正

一律10万円引き下げた上で、上限が195万円に引き下がりました。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額	
	改正前	改正後(令和2年分～)
1,625,000円まで	650,000円	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%	収入金額×40%－100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%＋180,000円	収入金額×30%＋80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%＋540,000円	収入金額×20%＋440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,200,000円	収入金額×10%＋1,100,000円
8,500,001円から 10,000,000円まで		1,950,000円(上限)
10,000,001円以上	2,200,000円(上限)	

## 所得金額調整控除の新設

次のいずれかに該当する場合は、各々計算した所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

( 両方該当するときは、 の順で適用します。 )

23歳未満の扶養親族がいる等の要件に該当する年収850万円超のサラリーマン  
(上限15万円)

給与と公的年金等の双方を受給かつ、各々の所得金額を足した合計が10万円を超える場合  
(上限10万円)

## 基礎控除の改正

一律10万円引き上げた上で、合計所得金額に応じた控除額の制限が設けられました。

合計所得金額	控除額：万円
2,400万円以下	48
2,400万円超 2,450万円以下	32
2,450万円超 2,500万円以下	16
2,500万円超	-

## 扶養親族等の合計所得金額要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養親族等の合計所得金額等の要件が一律10万円引き上げられました。

## ひとり親控除・寡婦(寡夫)控除の改正

以下に該当する人は“ひとり親”として35万円の所得控除が適用できます。

現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明など一定の人のうち次の要件すべてを満たしている人

生計を一にする子（その年分の総所得金額、退職所得及び山林所得金額の合計額が48万円以下に限る）を有する  
 本人の合計所得金額500万円以下  
 事実婚と認められる相手がいない  
 また、これに伴い寡婦（寡夫）控除は、ひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除として一部要件が見直された上で改組され、「特別の寡婦」は廃止されました。

## 申告書の記載内容変更

申告書の記載内容が一部変更され、雑所得のうち“業務”の記載欄が追加されました。  
 ここでの“業務”とは副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なものによる所得を指します。これまでは公的年金等とそれ以外の2区分でしたが、3区分に分けて計算します。

## 給付金の取り扱い

新型コロナウイルス感染症に関連し国等から個人に支給された給付金等は、課税対象になるものがあります。

### 1) 給付金等が課税か非課税か

課税されないもの（＝非課税）

給付金等の支給の根拠となる法令等の規定により非課税所得とされるもの

その給付金等が次に該当するなどして所得税法の規定により、非課税所得とされているもの

- ・学資として支給される金品
- ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

課税となるもの

上記の非課税以外のもの

### 2) どの所得に該当するのかを判断した上で所得金額を計算する

事業所得 事業に関連して支給される給付金等

例：事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給されるもの

一時所得

事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される給付金等  
 雑所得

上記 のいずれにも該当しない給付金等

### ○非課税となるもの（例示）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金</li> <li>・特別定額給付金</li> <li>・子育て世帯への臨時特別給付金</li> <li>・学生支援緊急給付金</li> <li>・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> <li>・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）</li> <li>・子育て世帯臨時特例給付金</li> <li>・年金生活者等支援臨時福祉給付金</li> </ul>
---	---

### ○課税となるもの（例示）

事業所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続化給付金（事業所得者向け）</li> <li>・家賃支援給付金</li> <li>・文化芸術・スポーツ活動の継続支援</li> <li>・雇用調整助成金</li> <li>・小学校休業等対応助成金</li> <li>・小学校休業等対応支援金</li> </ul>	一時所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続化給付金（給与所得者向け）</li> <li>・GoToキャンペーン事業における給付金</li> <li>・すまい給付金</li> <li>・地域振興券</li> <li>・マイナポイント</li> </ul>
		雑所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続化給付金（雑所得者向け）</li> </ul>